

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正の概要について

令和6年1月 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

1. 計画修正の趣旨

- ・北海道地域防災計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画等（以下「法令等」という。）に基づき作成しているものであり、毎年検討を加え、法令等の改正等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとしている。
- ・今般、法令等の改正等を受け、計画の修正を行う。

2. 主な修正の概要

（1）『防災基本計画』の修正を踏まえた修正

個別避難計画を策定する場合の留意事項を追加。

（2）『原子力災害対策マニュアル』の改訂を踏まえた修正

国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送に係る道における対応について追加。

（3）『原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件』の改正を踏まえた修正

原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関における甲状腺被ばく線量モニタリング等に係る対応について修正・追加。

（4）原子力防災訓練実施結果を踏まえた修正

情報収集事態におけるオフサイトセンターへの道職員の派遣について明記。

（5）その他

機構改正やシステム変更に伴う修正 等